

令和6年度 第1回 冷凍空調規格委員会

議事録

1. 日時：令和6年4月26日（金）13：10～14：20
2. 場所：WEBによる開催
3. 出席者（敬称略・順不同）：
小口（委員長）、飛原（副委員長）、福田、井上、岸本、大道、新海、阿保、髭分、
新津、菅沼、小高 以上12名
オブザーバー：佐野（利）（サイサン）、袖野（三菱重工業サーマルシステムズ）
KHK：長沼、靱山、宮下
4. 配布資料：
資料1 技術基準整備3ヶ年計画（令和6～8年度）（案）
資料2 保安検査基準（KHKS 0850-4）及び定期自主検査指針（KHKS 1850-4）の改正について（報告）
資料3 冷凍空調装置の施設基準 KHKS 0302-1、2、5の改正について（審議）
資料3-1 冷凍空調装置の施設基準KHKS 0302-1 改正案
資料3-2 冷凍空調装置の施設基準KHKS 0302-2 改正案
資料3-3 冷凍空調装置の施設基準KHKS 0302-5 改正案
5. 参考資料：
参考資料1 冷凍空調規格委員会委員名簿
参考資料2 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正

6. 委員紹介等

開会にあたり、参考資料1に基づき協会より委員の紹介があった。

続いて、事務局からオブザーバーが2名参加している旨の説明があった。

その後、開催にあたり、事務局から定足数の報告があり、委員数12名に対し、委員出席12名で定足数(委員(委員代理者を含む。))の数の過半数以上)を満足している旨の説明があった。

7. 議事

7. 1 議題(1) 技術基準整備3ヶ年計画(令和6~8年度)(案)について【審議】

事務局より資料1に基づき、本規格委員会の技術基準整備3カ年計画案について、説明があった。特段意見はなかった。

資料1を正式な本規格委員会の技術基準整備3カ年計画(2024年度~2026年度)とすることについて挙手による採決を行い、出席者全員の賛成により可決された。

7. 2 議題(2) KHKSの改正について

1) 保安検査基準/ 定期自主検査指針(KHKS 0850-4, KHKS 1850-4、(2020))の改正について【報告】

事務局より資料2に基づき、保安検査基準/ 定期自主検査指針(KHKS 0850-4, KHKS 1850-4、(2020))の改正について、報告があった。特段意見はなかった。

2) 冷凍空調装置の施設基準(フルオロカーボン、二酸化炭素の施設編) KHKS 0302-1(以下、「KHKS 0302-1」という。)、冷凍空調装置の施設基準(フルオロカーボン(不活性のものに限る。))冷凍能力20トン未満の施設編) KHKS 0302-2(以下、「KHKS 0302-2」という。)、冷凍空調装置の施設基準(特定不活性ガスの施設編)のKHKS 0302-5(以下、「KHKS 0302-5」という。)の改正について【審議】

事務局より資料3に基づき、KHKS 0302-1、KHKS 0302-2、KHKS 0302-5の改正について説明があった。

質疑応答は以下のとおりである。

○資料3-3(3.8.3 換気風量)の改正内容は、資料3の改正案の内容と違っているがどうか。

→資料3の2.の改正案に修正する。

○資料3で説明があった改正以外にも、改正すべき点はあると考える。

高圧ガス保安法上、特定不活性ガスや特定不活性ガスでない不活性ガスは性能規定化されており、KHKS 0302-1、KHKS 0302-2、KHKS 0302-5に掲名されている冷媒ガス以外も使用できるようになっている。

例えば、KHKS 0302-5では3つの冷媒ガスを対象としているが、それ以外に日本冷凍空調学会の新冷媒評価委員会で評価され、使用されている特定不活性ガスも多くある。

よって、現行の施設基準で掲名されている冷媒ガス以外も使用できるよう適用範囲などの見直しが必要と考える。

また、KHKS 0302-1、KHKS 0302-2についても、同じく見直しが必要と考える。

○冷凍空調装置の施設基準分科会では、施設基準で掲名されている冷媒ガス以外の議論はしていない。

→ご指摘の部分については、事務局で再整理したいと考える。

○KHKSの表題について、KHKS 0302-2の“不活性ガスに限る”という表現の部分について、特定不活性ガスと区分するため、「特定不活性ガスでない不活性ガス」としてはどうか。

→表題についても検討する。

○本委員会の議題ではないが、冷凍空調装置の施設基準（可燃性ガスの施設編）KHKS 0302-3について、換気風量の規定は必要ないのか。

→本基準は、適用範囲のところでも記載しているとおり、屋外に設置する施設を対象としているため、規定していない。

○KHKS 0302-1、2、5のJIS Z 8301（2019）に準拠した文言の修正、KHKS 0302-5の「換気風量」、「消火設備」の改正案については、分科会で承認の取れた案件であり、特に指摘もないことから採決を行ってもよいのではないか。

→上記内容について採決を行うこととする。

資料3のKHKS 0302-1、2、5のJIS Z 8301（2019）に準拠した文言の修正、KHKS 0302-5の「換気風量」、「消火設備」の改正案について挙手による採決を行い、出席者全員の賛成により可決された。

その他、本委員会でコメントがあった適用範囲等の部分についての修正は、事務局で行い、冷凍空調装置の施設基準分科会主査及び冷凍空調規格委員会委員長の確認後、冷凍空調装置の施設基準分科会及び冷凍空調規格委員会において、書面による審議を行うことについて、出席者全員の了解が得られた。

3）その他

事務局より参考資料2に基づき、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正について説明があった。特段意見はなかった。

7. 3 今後の予定

事務局より、資料1について7月19日の技術委員会で審議する旨と、資料3の改正案について再度、事務局で修正し修正後は書面による審議を行う旨、説明があった。

また、次回委員会開催について後日、日程調整することとした。

以上